

安心こども基金を活用した保育士等処遇改善臨時特例事業について

事業の概要

- 平成25年度（25年4月～26年3月）中に私立保育所の保育士等の処遇改善を行うための事業です。
- 職員の処遇改善を行うための費用を、各保育所からの申請に基づき、保育所運営費とは別に各保育所に交付する仕組みです。
- 職員の平均勤続年数に応じて交付金の加算率が決定され、用途は職員の賃金改善に要する経費に限定しています。
- 具体的な賃金改善の内容については、それぞれの保育所の実情に応じて、それぞれの保育所において決定することになっています。
- 国の平成24年度補正予算に計上し、各都道府県の安心こども基金に資金を交付しました。

事業の実施主体は市町村

- 事業の実施主体は市町村です。
- 現在、各市町村では実施についての検討、準備がされているところです。ただし、市町村において実施について決定した上で、予算計上のために議会等の手続きを経る必要がありますので、市町村によって事業開始（申請受付、交付）の時期は異なります。
- 平成25年4月からの賃金改善について対象となります。
（事業開始時期が遅くなくても、25年4月分に遡及して交付することは可能です）

保育所において処遇改善計画の作成が必要

- 交付金の申請は保育所から市町村に行います。
- 保育所においては、具体的な賃金改善の内容について記載した「処遇改善計画」を作成し、職員に周知することが、交付金の申請に必要なになります。
- 交付見込額以上の職員の賃金改善を実施する計画を作成することが交付の条件です。また、事業実施後に効果の確認として実績報告を提出していただくことが必要です。

事業に関するQ & A

| 質問 | 回答 |
|----------------------------|---|
| 本事業は保育士以外も対象となりますか。 | 本事業の対象となる職員の範囲は私立保育所に勤務する職員（保育士以外の職員も対象）であって、非常勤職員も対象となります。 なお、本事業の趣旨を踏まえつつ、実際にどの職員に賃金改善を行うかについては、各保育所の実情に応じて各保育所において決定していただくこととなります。 |
| この事業によりどの程度の賃金改善が図られるのですか。 | 本事業では、各保育所に交付される額以上の賃金改善が必要となりますが、交付される額は職員の平均勤続年数などにより異なります。また、それぞれの職員お一人の改善額については、各保育所によって給与体系などの実情が異なるため、一概にはお答えできません。 具体的な改善内容については、各保育所において決定していただくこととなります。 |

(注) 本事業は市町村において実施されます。実施にあたっての具体的な手続きなどについては、各市町村が作成する実施要綱等によることとなります。

【参考】「保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について」<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130315N0110.pdf> (厚生労働省)
見つからない場合は <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/search1.html> から、上記通知名を入力してください。